

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款の変更の認証申請がありましたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

1. 申請のあった年月日

令和8年9月29日

2. 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的、特定添付書類に記載された事項

(1) 名称

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会

(2) 代表者の氏名

松岡 和彦

(3) 主たる事務所の所在地

長崎市浪の平町66番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、脱炭素社会の実現に貢献するため、海洋再生可能エネルギー開発に必要な実海域での海運関連人材の育成・訓練を通じ、知識の獲得、人材の供給を推進するとともに、地域経済への貢献と海運関連業の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(5) 特定添付書類に記載された事項

次ページ以降に当該添付書類を掲載

3. 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県県民生活環境部県民生活環境課

(2) 縦覧の期間

申請書を受理した日から2週間

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市浪の平町6番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、脱炭素社会の実現に貢献するため、海洋再生可能エネルギー開発に必要な実海域での海運関連人材の育成・訓練を通じ、知識の獲得、人材の供給を推進するとともに、地域経済への貢献と海運関連業の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 海洋再生可能エネルギーに関する人材育成事業
- (2) 海運関連事業の持続可能な発展に関する事業
- (3) 海洋再生可能エネルギー及び海運に関する調査・研究・開発事業
- (4) 船舶の用船、貸渡し及び運航受託に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員は、この法人の目的を理解し、この法人の円滑な運営に協力するとともに、目的達成のために積極的な活動又は支援を行い、事業を推進できる者でなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名又は2名の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また、副理事長を置かない場合は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、第2号の規定により解任するときは、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方

法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定又はIT・ネットワーク技術の活用により、出席者が一堂に会するのと同等に双方向性、即時性が確保された電話会議やテレビ会議（以下、「テレビ会議等」という。）により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定又はテレビ会議等により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者、又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体若しくはこの法人と類似の目的を有する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松岡 和彦
副理事長	中村 禎二
理事	古見 日出雄
監事	峯下 隆久

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。
- 6 この法人の入会金は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とし、令和 6 年 1 月 1 日以降、会員として入会するものより施行する。
 - ① 正会員 150,000 円
- 7 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 50,000 円 (1 年分)

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証があった日（令和 8 年 月 日）から施行する。

令和8年度事業計画書

令和8年8月1日から 令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会

1 事業実施の方針

本事業年度は、令和7年4月に日本財団より助成採択を受けた「洋上風力人材育成のための洋上風力アクセス船（CTV）の建造」事業を継続して実施。令和9年3月にCTVの引渡しを受ける予定。

以降は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（以下「NaMICPA」）と連携し、洋上風力発電の建設フェーズのCTV操船ノウハウ習得に向けた取り組み、洋上訓練（実海域でCTVから洋上訓練タワーへ移乗する訓練、CTV操船訓練など）や実海域実証実験での作業船などにCTVを活用し、海運人材育成事業の拡張を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 海洋再生可能エネルギーに関する人材育成事業 (2) 海運関連事業の持続可能な発展に関する事業	① CTV建造業務「洋上風力人材育成のための洋上風力アクセス船（CTV）の建造」（日本財団）	(A) 8月1日～7月末 (B) 長崎市 (C) 2名	(D) 国内 (E) 多数	26,565
(3) 海洋再生可能エネルギー及び海運に関する調査・研究・開発事業 (4) 船舶の用船、貸渡し及び運航受託に関する事業収益	② 実海域でのCTV操船訓練および実証実験での船舶用船	(A) 8月1日～7月末 (B) 長崎市 (C) 2名	(D) 国内 (E) 多数	8,010

法第10条第1項関係様式例

令和8年度 活動予算書
令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費・受取入会金			
正会員受取会費	500,000	500,000	
正会員受取入会金			
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	376,798,056	376,798,056	
4. 事業収益			
(1) 海洋再生可能エネルギーに関する人材育成事業収益	2,500,000	2,500,000	
(2) 海運関連事業の持続可能な発展に関する事業収益	2,500,000	2,500,000	
(3) 海洋再生可能エネルギー及び海運に関する調査・研究・開発事業収益	2,500,000	2,500,000	
(4) 船舶の用船、貸渡し及び運航受託に関する事業収益	3,000,000	3,000,000	
経常収益計			387,798,056
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,000,000		
通勤費	0		
法定福利費	0		
人件費計	7,000,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	700,000		
コーディネーター費	12,000,000		
通信運搬費	125,000		
消耗品費	1,600,000		
水道光熱費	0		
事務所借上料	0		
事務所機材費	2,640,000		
複写機保守費	0		
委託料	10,000,000		
租税公課	0		
支払手数料	500,000		
雑費	10,000		
その他経費計	27,575,000		
事業費計		34,575,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,500,000		
通勤費	0		
法定福利費	200,000		
福利厚生費	0		
人件費計	1,700,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	125,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	0		
事務所借上料	0		
事務所機材費	0		
複写機保守費	0		
委託料	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
雑費	710,000		
その他経費計	935,000		
管理費計		2,635,000	
経常費用計			37,210,000
当期経常増減額			350,588,056
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			350,588,056
前期繰越正味財産額			104,499,499
次期繰越正味財産額			455,087,555

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

令和9年度事業計画書

令和9年8月1日から 令和10年7月31日まで

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会

1 事業実施の方針

本事業年度は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（以下「NaMICPA」）と連携し、洋上訓練（実海域でCTVから洋上訓練タワーへ移乗する訓練、CTV操船訓練など）や実海域実証実験での作業船などにCTVを活用し、海運人材育成事業の拡張を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に 記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 海洋再生可能エネルギーに関する人材育成事業 (2) 海運関連事業の持続可能な発展に関する事業	① 洋上訓練（実海域でCTVから洋上訓練タワーへ移乗する訓練、CTV操船訓練など）	(A) 8月1日 ～7月末 (B) 長崎市 (C) 5名	(D) 国内 (E) 多数	11,478
(3) 海洋再生可能エネルギー及び海運に関する調査・研究・開発事業 (4) 船舶の用船、貸渡し及び運航受託に関する事業収益	② 実海域実証実験での作業船	(A) 8月1日 ～7月末 (B) 長崎市 (C) 5名	(D) 国内 (E) 多数	9,392

法第10条第1項関係様式例

令和9年度 活動予算書
令和9年8月1日から令和10年7月31日まで

特定非営利活動法人 長崎海運人材育成協会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費・受取入会金	500,000	500,000	
正会員受取会費			
正会員受取入会金			
2.受取寄附金		0	
受取寄附金			
3.受取助成金等		0	
受取民間助成金			
4.事業収益			
(1)海洋再生可能エネルギーに関する人材育成事業収益	6,000,000	6,000,000	
(2)海運関連事業の持続可能な発展に関する事業収益	6,000,000	6,000,000	
(3)海洋再生可能エネルギー及び海運に関する調査・研究・開発事業収益	9,000,000	9,000,000	
(4)船舶の用船、貸渡し及び運航受託に関する事業収益	9,000,000	9,000,000	
経常収益計			30,500,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給料手当	2,550,000		
通勤費			
法定福利費	450,000		
人件費計	3,000,000		
(2)その他経費			
旅費交通費	100,000		
コーディネーター費			
通信運搬費	150,000		
消耗品費	400,000		
水道光熱費			
賃借料	1,250,000		
燃料費	750,000		
保険料	4,000,000		
委託料	10,000,000		
租税公課	1,120,000		
支払手数料	100,000		
雑費	0		
その他経費計	17,870,000		
事業費計		20,870,000	✓
2.管理費			
(1)人件費			
給料手当	2,400,000		
通勤費			
法定福利費	450,000		
福利厚生費	150,000		
人件費計	3,000,000		
(2)その他経費			
旅費交通費			
通信運搬費	125,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費			
賃借料			
燃料費			
保険料			
委託料			
租税公課	50,000		
支払手数料	100,000		
雑費	700,000		
その他経費計	1,075,000		
管理費計		4,075,000	
経常費用計			24,945,000
当期経常増減額			5,555,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			5,555,000
前期繰越正味財産額			455,087,555
次期繰越正味財産額			460,642,555

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。